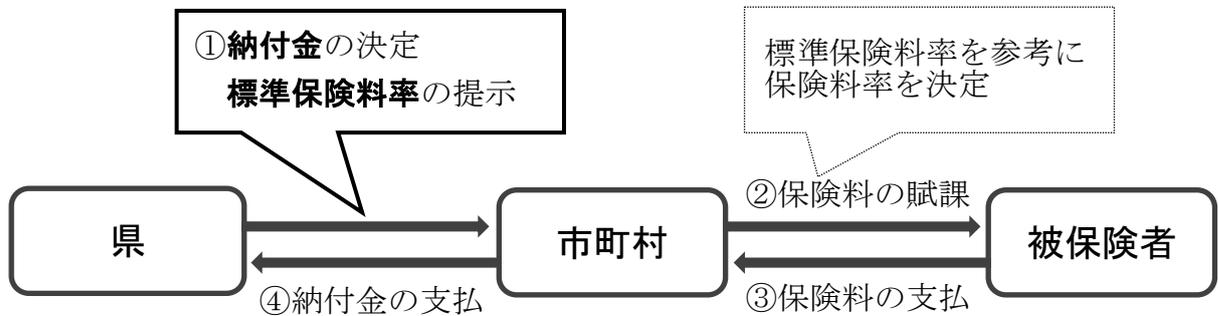


令和3年度国民健康保険事業費納付金の算定結果について

1 納付金の概要

平成30年度に行われた国保制度改革以降、都道府県が財政運営の責任を担うこととなった。

県は、令和3年度の国民健康保険の財政運営に必要な金額のうち、市町村が負担すべき納付金について、**市町村との協議を経て合意されたルールに従って算定**を行う。



2 納付金の算定方法

- (1) 被保険者数等の推計をもとに県全体の一人当たり保険給付費（医療費）を推計
- (2) 国・県等が負担する公費や決算剰余金を控除
- (3) 制度改革による影響を踏まえ、激変緩和措置を実施
- (4) 市町村の被保険者数及び所得総額により按分し、市町村ごとの一人当たり納付金額を算定
- (5) 市町村ごとの保健事業に係る費用や収納率を考慮し、3方式（所得割、均等割、平等割）による標準保険料率を算出（見える化）

3 納付金の算定結果

1人当たり保険給付費は年々上昇しており、令和3年度においても増加する見込みであるが、公費が増加したことや、市町村の意向を踏まえ決算剰余金の活用額を昨年度の約2倍としたことなどにより、**1人当たり納付金額は136,206円（令和2年度より1,107円の減）**となった（詳細は右記＜納付金算定手順＞のとおり）。

【納付金算定イメージ図（金額は1人当たり）】

年度	納付金額	激変緩和	決算剰余金	公費等	保険給付費等
令和3年度	136,206円	22円	3,632円	237,643円	377,503円
(参考) 令和2年度	137,313円	540円	1,739円	230,699円	370,291円

<納付金算定手順> (金額は1人当たり)

(1) 被保険者数等の推計をもとに県全体の一人当たり保険給付費(医療費)を推計

被保険者数は1,414,547人となり、昨年度より17,378人減少したものの、医療費が伸びたため、1人当たりの保険給付費は377,503円となり、7,212円増加(101.95%)となった。

保険給付費	R2 算定 370,291円 ⇒ R3 算定 377,503円	+7,212円 (101.95%)
-------	--	-------------------

(2) 国・県等が負担する公費や決算剰余金を控除

市町村から「新型コロナウイルス感染症の影響により収納率等の見通しが不透明であるため、できるだけ納付金を下げてほしい。」との意見があった。

このため、公費(237,643円、+6,944円(103.0%))を活用するとともに、決算剰余金(3,632円、+1,893円(208.9%))の活用額を約2倍とした。

公費	R2 算定 230,699円 ⇒ R3 算定 237,643円	+6,944円 (103.0%)
----	--	------------------

決算剰余金	R2 算定 1,739円 ⇒ R3 算定 3,632円	+1,893円 (208.9%)
-------	------------------------------------	------------------

(3) 制度改正による影響を踏まえ、激変緩和措置を実施

平成30年度の国保制度改正に影響により保険料が急激に上昇することを避けるため、1人当たり納付金額が制度改正前の平成28年度と比較して一定割合以上増加する4市町村に対し激変緩和措置(22円)を実施した。

激変緩和措置額	R2 算定 540円 ⇒ R3 算定 22円	△518円 (4.1%)
---------	-------------------------------	--------------

(4) 市町村の被保険者数及び所得総額により按分し、市町村ごとの1人当たり納付金額を算定

(1) 1人当たり保険給付費(377,503円)から(2)公費(237,643円)及び決算剰余金(3,632円)、(3)激変緩和措置額(22円)を控除し、市町村の被保険者数及び所得総額により按分し、市町村ごとの1人当たり納付金額(136,206円、△1,107円(99.2%))を算定。

1人当たり納付金額	R2 算定 137,313円 ⇒ R3 算定 136,206円	△1,107円 (99.2%)
-----------	--	-----------------

<参考>納付金総額	R2 算定 1,967億円 ⇒ R3 算定 1,927億円	△40億円 (98.0%)
-----------	--------------------------------------	---------------

《市町村ごとの納付金額は補足資料 No. 1 (1) 参照》

(5) 市町村ごとの保健事業に係る費用や収納率を考慮し、3方式(所得割、均等割、平等割)による標準保険料率を算出(見える化)

県が示す標準保険料率を参考に、市町村は保険料率を決定する。

《算定結果は補足資料 No. 1 (2) 参照》

4 今後のスケジュール

令和3年2月下旬	愛知県ホームページにおいて標準保険料率を公表
4月上旬	各市町村へ納付金額を通知